

事項1 國際連盟における日中紛争審議状況ならびに列国との交渉

尚余談トシテ大臣ハ墨西哥ノ連盟脱退声明當時一年後ハ墨西哥ノ財政状態改善ニ依リ再考ノ余地アラントノ希望ヲ付言シ置キタルモ日本脱退後連盟カ國際間ノ正義ノ「トリビュナル」トシテ其ノ勢力一変スヘク墨西哥ノ加盟继续ハ愈々疑問性ヲ加ヘ来ルヘキ事確実ナリト切言シタリ

連盟ニ転電シ米ニ暗送セリ

317

昭和8年2月(20)

在ジユネーヴ軍縮全権より  
内田外務大臣宛(電報)

連盟脱退に伴ない軍縮会議参加は慎重にすべ

き旨意見具申について

軍第三五四号(至急機密)

(正文)

貴軍第九一號閔シ

万一方我方連盟脱退ノ如キ事有ル場合ニモ軍縮會議ニハ踏ミ停マリ其目的達成ノ為協力セラレムトスル御措置ハ同事業本來ノ精神ニ顧ミルトキハ勿論求ルヘキ世界經濟會議ニ對シ参加セラレムトスル建前トナリ居ル関係エアリー庇御尤モノ事ト思考セラルモ軍縮ハ各國ノ特殊事情ヲ考量シ国防ノ安全ヲ害セサル範囲内ニ於テ為スヘキモノナルニ拘ラス滿州問題ニ於テ不幸連盟ト所見ヲ異ニスル上ハ本軍縮

318 昭和8年2月(20) ※在ジユネーヴ軍縮全権より  
内田外務大臣宛(電報)

軍縮會議脱退方について

(発電番号不明)

建川ヨリ(極秘親展)

帝國カ連盟コリ即時脱退セラル場合ハ素ヨリ一時代表引揚ノミニ止マルル場合ニ於テモ本職ハ左ノ理由ニ基キ軍縮會議ヨリモ全部脱退セラルヲ適當トスル意見ナリ御賢断

ノ他数多ノ国モ之ヲ歐州ニ限ラス世界的ナラシメムトスル  
スル狀況ニ呈スルコトトナルヘク又會議後實際討議ニ當リ  
國ノ疑惑非難ノ的トナルヘキヲ惧ル

安全保障問題ニ関連シ露國ハ之ヲ東洋ニモホサムシ其  
ニ貢献ヘルコト能ハサルヘキノミナラス寧ロ之ヲ抑ヘント  
然軍縮會議ニ参加シ居ルトスルモ積極的ニ同事業ノ進捗  
ニニモシテハキミナラス寧ロ之ヲ抑ヘント  
ハス他方我國日下ノ情勢ニ鑑ミルニ仮令我方カ連盟脱退後  
依然軍縮會議ニ参加シ居ルトスルモ積極的ニ同事業ノ進捗  
ニニモシテハキミナラス寧ロ之ヲ抑ヘント  
會議ニ於テ公正ナル協定ニ到達シ得ヘキヤ甚タ疑ヒ無キ能  
會議ニ於テ公正ナル協定ニ到達シ得ヘキヤ甚タ疑ヒ無キ能

ヲ請フ

第四四号 暗、至急機密

右に関する闇議決定

一、満州問題ニ関連シ連盟ト正面衝突ヲ為セルニ際シ政治問

題ト不可分ナル軍縮會議ニ残留シ彼等ト論議スルハ意義

ヲ為サス

二、陸空軍ニ関スル主張中満州問題ト関連センメ得サレハ

説明ノ付カサルモノアリ満州ヲ否定セル彼等ニ我主張ヲ

聽從セシムル望無シ

三、軍縮ノミニ残リ同事業ノ実現ニ忠実ナルヲ裝ヒ彼等ノ

歎心ヲ買ハントスルカ如キハ姑息千萬ト申スヘク此ノ際

ハ即クトモ政治的関係アル問題ニ關シテハ綱靈謹張リト

連盟ト絶縁シ帝國ノ決意ヲ表明スルコソノ威儀ヲ保持シ彼

等ヲシテ畏敬ノ念ヲ抱カシムル所以ナルヘシ

英ニ転電セリ

第四五号 暗、至急機密

(別電)

本件取扱方至急追電ス  
別電ト共ニ米、支、北平、南京、天津、満ニ転電アレ

土ヲ除ク在欧各大使ニ転電アレ

第五五号にて(正義と合併)

奏御可フ経ズ

319 昭和8年2月20日

内田外務大臣より  
在ジユネーヴ連盟代表宛(電報)

連盟総会における日本代表の引揚げその他の対策に關する闇議決定について

別電 同日内田外務大臣より在ジユネーヴ連盟代表宛

第四五号

事項1 國際連盟における日中紛争審議状況ならびに列國との交渉

- (一)引揚ノ時期ハ總会ニ於テ我方ノ立場ヲ闡明スル声明ヲ執ルノ要アルニ付我方トシテハ差当リ左記手順ニ依リ臨時總会ニ對スル帝國代表ノ引揚フ行フト共ニ總会ノ採決報告書ニ對シ第十五条第五項ニ基ク陳述書ヲ公表スヘシ
- (二)前記引揚ハ臨時總会閉会ニ伴フ当然ノ引揚ト同一視セラレ其ノ政治的効果面白カラサルニ付前項ノ聲明中ニハ「總会ノ採決報告書ハ我方ニ承認シ得サルモノニシテ茲ニ帝國政府ハ日文紛争事件ニ関シ連盟ト協力シ得ル限度ニ達シタルモノト認ムルト共ニ帝國ト連盟トハ東洋和平ノ確立ニ關スル所信フ異ニセルコトヲ体得セリ」等ノ趣旨ヲ明示スルコト
- 三、尚愈々連盟脱退ノ場合ニハ之ニ伴フ内外機微ノ情勢ニ對シ特ニ慎重ノ考慮ヲ払ヒ善處スルヲ要スルヲ以テ既定ノ對満方針ニ邁進スル一方対支、對露其ノ他歐米諸国トノ關係ニ於テハ努メ公正ノ關係ニ於テハ努メテ公正ノ態度ヲ持シ敵ニ事端ノ發生、土ヲ除ク在欧各大使ニ転電アレ
- 321 昭和8年2月21日 内田外務大臣より  
内田外務大臣より  
在ブラジル國大使、在米國出淵大  
使他宛(電報)
- 〔編注〕 本電報は「香港、露、浦潤、ハバロフスク、アレキサンドロフスク、オハ、マニラ、新嘉坡、仙、英、法、香港、および在中国各総領事館にも發電された。」
- 〔二〕急情報
- 二月二十日ノ閣議ニ於テ左記要領ノ通り決定セリ  
「今般連盟側ノ提示シ来レル報告書案ハ帝國対満方針ト相容レサル所述並ニ勸告ヲ為シ居ル處我方ハ飽戻既定ノ方針ヲ遂行セサルヲ得ス從テ總会ニ於テ該報告書案ヲ採決シタル上ハ帝國政府トシテハ連盟脱退ノ方針ヲ定メ憲法上ノ手続ヲ執ルノ要アルニ付差当リ報告書案採決ノ際ハ帝國代表ヲシテ之ニ対シ反対投票ヲナスト共ニ我方ノ毅然タル立場ヲ闡明スル適當ノ声明ヲナシタル上即時總会ヨリ引揚ケシム
- 322 昭和8年2月(22)日 在ジュネーヴ連盟代表宛(電報)  
内田外務大臣宛(電報)
- 連盟總会の報告書に対する日本代表部のオブザーベイションについて  
付記 右オブザーベイション
- 第五三号 暗、至急  
(三)五次會  
往電(四四号末尾ニ関シ)  
閣議決定の取扱方にについて  
(三)五次會  
第五号閣議決定ノ三ニ依リテ御承知相成  
一、我方トシテハ連盟側ニテ除名等ノ過激措置ニ出テ來ラサル限り脱退ニ闇スル手順ハ飽戻モ沈着ニ而モ緩漫ニ堕セサル様行じ度キ考ナリ  
二、尚ホ在電(三)五号閣議決定ノ三ニ依リテ御承知相成ルヘキ通り我方針ハ代表ノ引揚乃至連盟脱退後ニ於テセ所謂亞細亞ニ退キ歐米諸國トノ關係ヲ疎略ニスルノ趣旨ニハアラスンテ此等諸國ノ特殊ノ立場ニ照応シテ友好關係ノ増進フ計ルヘク殊ニ極東ニ利害關係ヲ有スル主要國トハ從前ノ同規、乃至協商等ニ由来スル親善ノ記憶ト情誼トヲ考慮シテ之等諸國トノ間ニ必要ノ協調ヲ計リ以テ